

地方独立行政法人長崎市立病院機構職員退職手当規程

平成 2 4 年 4 月 1 日

規程第 4 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人長崎市立病院機構職員就業規程（平成 2 4 年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第 1 1 号。以下「就業規程」という。）第 2 8 条の規定に基づき、地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「法人」という。）の職員（地方独立行政法人長崎市立病院機構定年前再任用短時間勤務職員就業規程（平成 2 4 年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第 1 2 号。以下「再任用職員就業規程」という。）の適用を受ける再任用職員、地方独立行政法人長崎市立病院機構任期付職員就業規程（平成 2 4 年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第 1 3 号）第 5 条の規定により採用された短時間勤務職員及び地方独立行政法人長崎市立病院機構非常勤職員就業規程（平成 2 4 年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第 1 4 号。以下「非常勤職員就業規程」という。）第 5 条の規定により採用された臨時職員を除く。以下「職員」という。）の退職手当について、必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第 2 条 この規程の規定による退職手当は、職員が退職した場合には、その者に、職員が死亡により退職した場合には、その遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第 3 条 この規程において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの

- 2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
 - (1) 職員を故意に死亡させた者
 - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第4条 次条及び第17条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第20条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1か月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他の特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第5条 退職した者（非常勤職員就業規程第4条第1項の規定により採用された嘱託員（以下「嘱託員」という。）を除く。）に対する退職手当の額は、次条から第10条まで及び第13条から第15条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第16条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

- 2 退職した嘱託員に対する退職手当の額は、次条から第9条まで、第13条及び第14条の規定により計算した額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 次条又は第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（職員が休職、停職、減給そ

の他の理由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額とする。以下同じ。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害及び理事長が定める障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第8条第1項及び第2項第1号において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第22条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第7条 11年以上25年未満の期間勤続し、就業規程第18条第2号の規定により退職した者（就業規程第21条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。次条第1項において同じ。）又は11年以上25年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、又は死亡（業務上の死亡を除く。）により退職した者に対する退職手当の基本額について準用する。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第8条 組織の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより解雇された者、25年以上勤続しその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たもの、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続し就業規程第18条第2号の規定により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、次に掲げる者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(1) 25年以上勤続し通勤による傷病により退職した者

(2) 25年以上勤続し死亡により退職した者

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第9条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給

料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤務期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第19条第1項に規定する特定地方公共団体等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第18条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第22条第1項若しくは第24条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第20条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第19条第1項に規定する特定地方公共団体等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第19条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定地方公共団体等職員としての引き続いた在職期間

(3) 第19条第2項に規定する特定地方公共団体等職員としての引き続いた在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第10条 第8条第1項又は同条第2項第2号に規定する者のうち、定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢が、退職の日に定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第9条第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第9条第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第9条第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額

		に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
--	--	--

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第11条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法又は労働者災害補償保険法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

第12条 削除

(退職手当の基本額の最高限度額)

第13条 第6条から第8条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第14条 第9条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第9条第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第15条 第10条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

第13条	第6条から第8条まで	第10条の規定により読み替えて適用する第8条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第10条の規定により読み替えて適用する第8条の
第14条	第9条第1項の	第10条の規定により読み替えて適用する第9条第1項の
	同項第2号イ	第10条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第14条第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第14条第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第9条第1項第2号イ	第10条の規定により読み替えて適用する第9条第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退

		職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第10条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第16条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第9条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規程第13条第1項又は第2項1号の規定による休職（業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職その他理事長が別に定める休職を除く。）、同規程第52条第1項の規定による停職その他これらに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第18条第5項において以下「休職月等」という。）のうち理事長が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 43,350円
- (5) 第5号区分 32,500円
- (6) 第6号区分 27,100円
- (7) 第7号区分 21,700円

(8) 第8号区分 0円

2 退職した者の基礎在職期間に第9条第2項第2号及び第3号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、理事長が定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合退職者（第6条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職をした者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては0円として、同項の規定を適用して計算した額

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(3) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0円

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(5) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0円

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第17条 第8条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第5条、第8条、第9条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、地方独立行政法人長崎市立病院機構職員給与規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第33号。以下「職員給与規程」という。）の規定による給料表が適用される職員については、給料月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて理事長が定める額とする。

（勤続期間の計算）

第18条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員（嘱託員を除く。）が退職した場合（第22条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員（嘱託員を除く。）となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 嘱託員が退職した場合（第22条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び嘱託員となったときは、第1項及び第2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

5 前4項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（就業規程第13条第2項第1号に規定する休職又はこれに準ずる理由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

6 嘱託員が退職した場合においては、前各項の規定により計算した在職期間に、地方独立行政法人長崎市立病院機構非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第17号。）第2条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を地方独立行政法人長崎市立病院機構職

員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第16号。）規程第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じる。

- 7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数が6月以上の場合は1年とし、その在職期間が6月以上1年未満（第6条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）又は第8条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合若しくは定年に達したことにより退職する者の在職期間を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 8 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（地方公務員として在職した後引き続いて職員となった者等に対する退職手当に係る特例）

- 第19条 職員が、理事長の要請に応じ、引き続いて地方公共団体若しくは国の機関（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者を使用するものをいう。）又は公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定するものをいう。）若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定するものをいう。）その他これらに準ずる団体として理事長が認める団体（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当（これに相当する給付を含む。以下この条において同じ。）に関する規定又は退職手当の支給の基準において、一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第55条に規定するものをいう。以下同じ。）の職員が、理事長の要請に応じて当該地方公共団体等を使用される者（役員及び常時勤務することを要さない者を除く。以下「地方公共団体等職員」という。）となるために退職し、退職手当を支給されずに、引き続いて当該地方公共団体等職員となった場合に、一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を当該地方公共団体等職員としての在職期間に通算することと定めているもの（以下「特定地方公共団体等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務することを要さない者を除く。以下「特定地方公共団体等職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公共団体等職員として在職した後、引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員

としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、退職により、この規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

- 2 特定地方公共団体等職員が、理事長等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合又は地方公共団体等との計画的人事交流その他の理由によりこれに準ずるものとして理事長が認めた場合におけるその者の職員としての在職期間には、その者の特定地方公共団体等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、退職により、この規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

- 3 前2項における在職期間の計算については、前条の規定を準用する。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第20条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を、一般の退職手当の支給を受けないときは、これらの規定による給付に相当する金額を退職手当として支給する。

(退職手当の支給制限等に関する通則)

第21条 この条から第28条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒解雇等処分 就業規程第52条及び非常勤職員就業規程第28条の規定による懲戒解雇の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。
- (2) 退職手当管理機関 就業規程その他の規程の規定により職員の退職（この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下この条から第28条までにおいて同じ。）の日におい

て当該職員に対し懲戒解雇等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒解雇等処分及びこの条から第28条までの規定に基づく処分の性質を考慮して理事長が定める機関）をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒解雇等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒解雇等処分及びこの条から第28条までの規定に基づく処分の性質を考慮して理事長が定める機関）をいう。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第22条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒解雇等処分を受けて退職した者

(2) 就業規程第23条第1項第2号又は第3号の規定により解雇された者若しくはこれに準ずる理由により解雇された者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を法人の事務所の掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第23条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職

手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことが

できる。

4 第1項又は第2項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁固以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

5 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

6 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁固以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第24条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第22条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁固以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員就業規程第21条第2項の規定による懲戒解雇処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する解雇処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第22条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 前項の規定による意見の聴取については、長崎市行政手続条例（平成8年長崎市条例第12号。以下「行政手続条例」という。）第15条から第26条までの規定に

よる手続きを参考として行うものとする。

5 第22条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第25条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第22条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する解雇処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する解雇処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 前項の規定による意見の聴取については、行政手続条例第15条から第26条までの規定による手続きを参考として行うものとする。

5 第22条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第26条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第22条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第22条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 前項において準用する前条第3項の規定による意見の聴取については、行政手続条例第15条から第26条までの規定による手続きを参考として行うものとする。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第27条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6か月以内に第25条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6か月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6か月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6か月以内に第25条第4項又は前条第

3 項の規定により不利益処分に係る通知を受けた場合において、第 25 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第 5 項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から 6 か月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第 23 条第 1 項第 1 号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第 25 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 か月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた後において第 25 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 か月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する解雇処分を受けた場合において、第 25 条第

1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する解雇処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第22条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。

7 第22条第2項並びに第25条第3項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

(退職手当審査会の設置等)

第28条 退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分等について調査審議するため、退職手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 退職手当管理機関は、第24条第1項第3号若しくは第2項、第25条第1項、第26条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、審査会に諮問しなければならない。

3 審査会は、第24条第2項、第26条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、別に定める。

(退職手当の不支給)

第29条 職員が退職した場合（第22条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

2 嘱託員が退職した場合（第22条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び嘱託員となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

3 職員が、引き続いて特定地方公共団体等職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、特定地方公共団体等職員に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、特定地方公共団体等職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

4 職員が第19条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定地方公共団体等職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定地方公共団体等職員となった場合においては、理事長が定める場合を除き、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

(退職手当からの控除)

第30条 退職手当の支払に際しては、職員の退職手当から次に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

(1) 長崎市職員互助会条例（昭和37年長崎市条例第29号）第1条に規定する長崎市職員互助会の貸付金の償還金及び立替金の返済金

(2) 法人の労働組合が取り扱う職員の福利厚生事業に係る経費

(退職手当の口座振替)

第31条 この規程の規定による退職手当は、この規程の規定によりその支給を受けべき者の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(委任)

第32条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者（以下「引継職員」という。）の第18条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間については、同法第61条の規定により、その者の長崎市の職員としての引き続いた在職期間を職員としての在職期間とみなして取扱うものとする。
- 3 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第17条第2項に規定する地方独立行政法人長崎市立病院機構職員給与規程の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして理事長が定めるものについては、この限りでない。
- 4 引継職員に対する前項の規定の適用については、同項中「規程の適用」とあるのは「規程及びこの規程の施行日前の長崎市の職員に適用される条例等の適用」と読み替えるものとする。
- 5 引継職員が退職した場合において、その者が平成20年3月31日に廃止前の長崎市病院局企業職員の給与に関する規程（平成15年長崎市病院局規程第14号）の適用を受ける職員（以下「長崎市病院局職員」という。）として現に退職した理由と同一の理由により退職したものとして同規程の規定により計算した退職手当の額が、この規程の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、当分の間、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
- 6 引継職員のうち、この規程の施行日から雇用保険法（昭和49年法律第116号）による失業等給付の受給資格を取得する前までの間に退職した者であつて、その退職の日まで長崎市病院局職員として在職したものとするならば、廃止前の長崎市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年長崎市条例第39号）

第22条第5項の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同項の例により算出した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給する。

(勤続期間による退職手当の特例)

- 7 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第6条から第10条まで及び附則第11項から第16項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第17条中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。
- 8 当分の間、第6条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、同項又は第9条及び附則第14項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 9 当分の間、第8条又は附則第12項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第7項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 10 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第8条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第7項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 11 当分の間、第7条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条」とあるのは、「、第8条又は附則第11項」とする。
- 12 当分の間、第8条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条」とあるのは、「、第8条又は附則第12項」とする。
- 13 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
 - (1) 職員給与規程別表第2の医療職給料表(1)の適用を受ける職員
 - (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員とし

て理事長が定める職員

- 1 4 給与規程附則第 1 1 項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 1 5 当分の間、第 7 条第 1 項に規定する 1 1 年以上 2 5 年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて理事長の承認を得たもの若しくは同条第 2 項に規定する死亡により退職した者又は第 8 条第 1 項若しくは第 2 項第 2 号に規定する者のうち、定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が 2 5 年以上であり、かつ、退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢が、退職の日に定められているその者に係る定年から 1 5 年を減じた年齢以上であるもの(次項において「定年前早期退職者」という。)に対する第 1 0 条及び第 1 5 条の規定の適用については、第 1 0 条本文中「定年に達する日」とあるのは「定年(附則第 1 3 項各号に掲げる職員以外の者にあつては 6 0 歳、同項第 1 号に掲げる職員に該当する職員にあつては 6 5 歳とし、同項第 2 号に掲げる職員にあつては理事長が定める年齢とする。)に達する日」と、第 1 0 条の表第 8 条第 1 項の項、第 9 条第 1 項第 1 号の項及び第 9 条第 1 項第 2 号の項並びに第 1 5 条の表第 1 3 条の項、第 1 4 条第 1 号の項及び第 1 4 条第 2 号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」とあるのは「その者に係る定年(附則第 1 3 項各号に掲げる職員以外の者にあつては 6 0 歳とし、同項第 1 号に掲げる職員に該当する職員にあつては 6 5 歳とし、同項第 2 号に掲げる職員に該当する職員にあつては理事長が定める年齢とする。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき」とする。
- 1 6 当分の間、定年前早期退職者に対する第 1 0 条の規定の適用については、第 1 0 条本文中「1 5 年を」とあるのは「1 0 年を」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第 1 0 条本文中「退職の日に定められているその者に係る定年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 1 3 項各号に掲げる職員以外の者	6 0 歳
附則第 1 3 項第 1 号に掲げる職員	6 5 歳
附則第 1 3 項第 2 号に掲げる職員	理事長が定める年齢

- 1 7 当分の間、職務上の傷病又は死亡により退職した者であつて前項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第 1 0 条及び第 1 5 条の規定の適用については、第 1 0 条の表第 8 条第 1 項の項、第 9 条第 1 項第 1 号の項及び第 9 条第 1 項第 2 号の項並びに第 1 5 条の表第 1 3 条の項、第 1 4 条第 1 号の項及び第 1 4 条第 2 号の項中「1 0 0 分の 2」とあるのは、「1 0 0 分の 2 を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日

におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則（平成26年3月28日規程第34号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日規程第21号）

1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

2 改正後の地方独立行政法人長崎市立病院機構職員退職手当規程（以下この項において「新退職手当規程」という。）附則第7項（新退職手当規程附則第9項及び附則第10項においてその例による場合を含む。）及び附則第8項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成29年7月1日から平成30年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成31年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

附 則（令和2年9月30日規程第14号）

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和5年1月16日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年5月12日規程第22号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月18日規程第15号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月10日規程第13号）

（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

（暫定再任用職員の退職手当に関する経過措置）

2 地方独立行政法人長崎市立病院機構職員定年等に関する規程（令和7年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第1号。以下「定年規程」という。）附則第9項に規定する暫定再任用職員に対する改正後の地方独立行政法人長崎市立病院機構職員退職手当規程第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方独立行政法人長崎市立病院機構職員定年等に関する規程（令和7年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第1号）附則第6項若しくは第7項又は第1

1 項若しくは第 1 2 項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」
とする。